

公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則

平成18年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第10号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 人事

第1節 採用（第7条—第9条）

第2節 評価（第10条）

第3節 昇任及び降任（第11条・第12条）

第4節 配置等（第13条・第13条の2）

第5節 休職（第14条—第17条）

第6節 退職（第18条—第21条）

第7節 解雇（第22条—第24条）

第8節 退職後の責務（第25条・第26条）

第3章 給与（第27条）

第4章 服務（第28条—第33条）

第5章 勤務時間、休日、休暇等（第34条）

第6章 研修（第35条）

第7章 表彰（第36条）

第8章 懲戒等（第37条—第40条）

第9章 不服申立て（第41条）

第10章 安全衛生（第42条）

第11章 出張（第43条）

第12章 福利厚生（第44条）

第13章 災害補償（第45条）

第14章 退職手当（第46条）

第15章 発明の取扱い（第47条）

附則

（一部改正 平成26年達第44号、令和元年達第47号）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

2 この規則において「派遣職員」とは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第2条第1項の規定に基づき、名古屋市から法人に派遣された職員をいう。

（一部改正 平成19年達第25号、平成20年達第114号）

(適用範囲)

第3条 この規則は、法人に常時勤務する職員（公立大学法人名古屋市立大学寄附講座等教員（常勤）及び特任教員（常勤）就業規則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第76号）及び公立大学法人名古屋市立大学特定管理嘱託員就業規則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）の適用を受ける職員を除く。）（第3項を除き、以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、任期を定めて雇用される教員の就業に関する事項については、公立大学法人名古屋市立大学教員の任期に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）に定める事項を除き、この規則を適用し、派遣職員の就業に関する事項については、法人と名古屋市との間で締結された名古屋市職員の派遣に関する協定に係る事項を除き、この規則を適用する。

3 法人に勤務する職員のうち、前2項に規定する職員以外の職員の就業に関する事項は、別に定める。

（一部改正 平成25年達第80号、平成26年達第44号）

(法令との関係)

第4条 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労働基準法その他関係法令及び法人の諸規程に定めるところによる。

(規則の遵守)

第5条 法人及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

(規則の周知)

第6条 法人は、この規則の内容及び趣旨の周知徹底を図るとともに、この規則を改廃した場合には速やかに職員に周知する。

2 職員は、この規則を知っておかなければならず、この規則を知らないことをもって、責任を免れることはできない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用方法等)

第7条 職員の採用は、選考によるものとし、面接、経歴評定、筆記試験その他の選考方法により行う。

(任期を定めた採用)

第7条の2 専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合であって、業務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用する。

2 前項の規定により採用される職員の任期は、5年を超えないものとする。

3 第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することがある。

(この条追加 令和元年達第45号)

(試用期間)

第8条 職員を新たに採用する場合には、採用の日から6月間の試用期間を設ける。ただし、特に必要と認められるときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する6月間内における実勤務日が90日に満たない場合又は法人の職員としての能力若しくは成績の実証若しくは判定が十分でないと認められる場合にあっては、試用期間を採用の日から1年を超えない範囲内で延長することがある。

3 試用期間（第1項に規定する試用期間及び前項の規定により延長された試用期間をいう。以下同じ。）中又は試用期間の満了時に、法人の職員として継続して雇用することが適当でないと認めたときは、解雇することがある。

4 試用期間は、職員の勤続期間を算定するに当たり、通算する。

（労働条件の明示）

第9条 職員の採用に際して、採用しようとする職員に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付し、その他の勤務条件に係る事項については、口頭又は文書で明示する。

(1) 労働契約の期間に関する事項

(2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時限、所定の勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

第2節 評価

（評価）

第10条 職員の勤務実績等について、適正に評価を実施する。

第3節 昇任及び降任

（昇任）

第11条 職員の昇任は、選考による。

（降任）

第12条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任させることがある。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、職務に必要な適格性を欠く場合

第4節 配置等

(配置等)

第13条 職員の配置は、法人の業務上の必要に基づき、職員の適性等を勘案して行う。

- 2 職員は、法人の業務上の都合により、配置換、兼務又は他の業務に従事すること（以下「配置換等」という。）を命ぜられることがある。
- 3 前項の規定により配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がなく、これを拒むことができない。

(クロスアポイントメント)

第13条の2 教員は、業務上の必要により、法人以外の機関（以下「他機関」という。）との協定に基づき、法人の教員及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら法人の業務及び他機関の業務（第30条に規定する兼業・兼職によるものを除く。）に従事すること（以下「クロスアポイントメント」という。）を命ぜられることがある。

- 2 クロスアポイントメントの実施に関し必要な事項は、公立大学法人名古屋市立大学クロスアポイントメント制度に関する規程（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）に定めるところによる。

（この条追加 令和元年達第47号）

第5節 休職

(休職の事由)

第14条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の療養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事

する場合

(4) 外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合

(5) 水難、火災その他の災害により、職員の生死又はその所在が不明となった場合

(6) 労働組合の業務に専ら従事する場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第15条 前条第1項第1号に掲げる事由（業務に起因すると認められる場合に限る。）による休職の期間は、通算して4年を超えない範囲内で、傷病の療養を要する程度に応じて、理事長が定める期間とする。

2 前条第1項第1号に掲げる事由（業務に起因すると認められる場合を除く。）による休職の期間は、通算して3年を超えない範囲内で、傷病の療養を要する程度に応じて、理事長が定める期間とする。

3 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

4 前条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事由による休職の期間は、通算して3年を超えない範囲内で、理事長が定める期間とする。

5 前条第1項第6号に掲げる事由による休職の期間は、職員としての期間を通算して7年を超えない範囲内で、理事長が定める期間とする。

6 前各項の規定にかかわらず、任期を定めて雇用される職員に係る休職の期間は、任期の満了日を超えることはできない。

(一部改正 平成28年達第37号、令和2年達第45号)

(復職)

第16条 前条に規定する休職の期間が満了したときは、職員を復職させる。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定する休職の期間中に当該休職の事由が消滅したと認められる場合には、速やかに職員を復職させる。ただし、第14条第1項第1号に掲げる事由による休職については、理事長が定める医師又は歯科医師の診断により当該休職の事由が消滅したと確認された場合に限

る。

- 3 前2項の規定により職員を復職させる場合には、休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の状態その他の事情を考慮し、適当と認められる場合には、他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第17条 第14条の規定により休職にされた職員は、職員としての身分は有するが、その職務に従事しない。

第6節 退職

(退職)

第18条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる日に退職し、職員としての身分を失う。

- (1) 自ら退職を申し出て、理事長に承認された場合 理事長に承認された退職の日
- (2) 第20条に規定する定年に達した場合 定年に達した日以後における最初の3月31日（特に必要があると認められる場合にあっては、定年に達した日以後における理事長が定める日）
- (3) 任期を定めて雇用される職員がその任期を満了した場合（任期が更新される場合を除く。） 任期の満了日
- (4) 第15条に規定する休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅せず、復職できない場合 休職の期間の満了日
- (5) 死亡した場合 死亡日
- (6) 法人の役員（理事長、副理事長、理事及び監事をいう。以下同じ。）に就任した場合 法人の役員に就任する日の前日
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職（以下「公職」という。）に就任する場合 公職に就任する日の前日
- (8) 派遣職員が名古屋市の職務に復帰する場合 名古屋市の職務に復帰する日（以下「職務復帰日」という。）の前日（職務復帰日に名古屋市を退職する者にあっては、職務復帰日）

（一部改正 令和2年達第45号）

(自己都合による退職の手続き)

第19条 職員が前条第1号の規定により退職しようとするときは、退職を予定する日の2月前までに文書をもって申し出るよう努めなければならない。

(定年)

第20条 職員の定年は、満60歳（教員にあつては、満65歳）とする。

2 前項の規定にかかわらず、法人の業務上特に必要があると認める職員の定年については、定年を引き上げることがある。

3 前2項の規定は、第7条の2の規定により任期を定めて雇用される職員には適用しない。

(一部改正 平成19年達第25号、令和2年達第45号)

(再雇用等の措置)

第21条 法人は、職員が第18条第2号の規定により退職する場合において、当該職員が希望する場合には、次条に定める解雇事由に該当する者を除いて、当該職員が65歳に達するまでの雇用の確保を図るために必要な措置を講ずる。

(一部改正 平成25年達第68号)

第7節 解雇

(解雇の事由)

第22条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 削除
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合（刑の執行猶予の言渡しを受けた場合を含む。）
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- (4) 勤務成績が著しく不良の場合
- (5) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (6) 職務に必要な適格性が著しく欠如する場合
- (7) 事業の縮小又は組織改廃により廃職又は剰員が生じた場合において、配置換えその他の措置が困難であり、法人の経営上解雇がやむを得ない場合
- (8) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となつ

た場合

(9) 第38条第4号又は第5号に規定する諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた場合

(10) 前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(一部改正 令和元年達第49号)

(解雇の制限)

第23条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の3の規定により第1号に掲げる期間が経過したものとみなされる場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で所管労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の期間（出産の予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの期間をいう。）及びその後30日間

(解雇の予告)

第24条 第22条の規定により職員を解雇する場合には、次の各号に掲げる場合を除き、少なくとも30日前にその予告をする。ただし、30日前に当該予告ができない場合にあつては、労働基準法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分に相当する額の給与を支給する。

(1) 第8条に規定する試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合

(2) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合又は第38条第5号に規定する懲戒解雇を行う場合であつて、所管労働基準監督署長の認定を受けた場合

2 前項に規定する予告の日数は、1日について平均賃金に相当する額の給与を支払った場合においては、その日数を短縮する。

第8節 退職後の責務

(退職者の責務)

第25条 職員が退職し、又は解雇された場合は、法人から貸与された物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明)

第26条 退職し、又は解雇された者が、当該退職又は解雇に係る証明書（労働基準法第22条に規定する証明書をいう。）の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第27条 職員の給与（第46条に規定する退職手当を除く。）については、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）に定めるところによる。

第4章 服務

(遵守事項)

第28条 職員は、法人としての使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、法令、この規則及び法人の諸規程を遵守し、上司等の指揮命令に従って、その職務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、この規則又は法人の諸規程に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に精励し、法人がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。
- 4 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。
- 5 上司たる職員は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(禁止事項)

第29条 職員は、法人の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 2 職員は、法人の秩序及び規律を乱す行為を行ってはならない。
- 3 職員は、理事長の許可なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。
- 4 職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益のために用いてはならない。
- 6 職員は、前各項に規定するほか、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(兼業・兼職)

第30条 職員は、理事長の許可を受けた場合を除き、理事長が定める地位を兼ね、事業を営み、又は職務以外の業務に従事してはならない。

(倫理)

第31条 職員は、その職務に係る倫理を保持しなければならない。

(ハラスメントの防止)

第32条 職員は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなど、自己の有する権限、影響力等を濫用して、人格若しくは権利を侵害する行為又は妊娠、出産、育児休業、介護休業その他の子の養育若しくは家族の介護に関する制度、措置の申出若しくは利用に関する言動により就業環境を害する行為（（以下「ハラスメント」という。）をいかなる形でも行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

- 2 法人は、ハラスメントの防止及び排除に努める。

（一部改正 平成28年達第86号、令和2年達第88号）

(旧姓使用)

第33条 婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を変更した職員は、理事長の承認を得て、引き続き婚姻等による変更前の戸籍上の氏を使用することができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間、休日、休暇等)

第34条 職員の勤務時間及び休暇については、公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）に定めるところによる。

2 職員の育児休業及び部分休業については、公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）に定めるところによる。

3 職員の配偶者同行休業については、公立大学法人名古屋市立大学職員の配偶者同行休業に関する規程（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）に定めるところによる。

（一部改正 令和4年達第43号）

第6章 研修

（研修）

第35条 職員は、業務に必要な知識及び技能を向上させるために、絶えず研修に努めるとともに、研修に参加することを命ぜられた場合には、当該研修を受けなければならない。

2 法人は、職員の研修機会の提供に努める。

第7章 表彰

（表彰）

第36条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 業務の処理にあたり、その功労著しく他の模範とすべきとき。
- (2) 職務の内外を問わず善行があったとき。
- (3) 職務に精励し、他の模範とすべきとき。

第8章 懲戒等

（懲戒の事由）

第37条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) 法令、この規則その他法人の諸規程に違反した場合

- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - (3) 刑法その他刑罰法規に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかになった場合
 - (4) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
 - (5) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
 - (6) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
 - (7) 重大な経歴詐称をした場合
 - (8) 前各号に準ずる行為があった場合
- 2 前項の規定により懲戒処分が行われる場合において、特に必要と認める場合には、当該懲戒処分の対象となる職員の管理監督を行う者に対し、その監督責任により懲戒処分を行うことがある。
- 3 第1項に規定する所定の手続きを行う間、職員を就業禁止とすることがある。

(懲戒の種類)

第38条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 その職員の責任を確認し、及びその将来を戒めるもの
- (2) 減給 1回に減ずる給与の額が平均賃金に相当する額の1日分の2分の1を超えず、その総額が1月における給与の総額の10分の1を超えない額を給与から減ずるもの
- (3) 停職 6月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しないもの
- (4) 諭旨解雇 次条第4号に規定する退職勧告をし、これに応じない場合には解雇するもの
- (5) 懲戒解雇 第24条に規定する手続きを経ることなく、即時解雇するもの

(訓告等)

第39条 前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる措置を行うことがある。この場合において、第1号から第3号までに掲げる措置にあつては文書又は口頭により、第4号に掲げる措置にあつては文書により行うものとする。

- (1) 注意

- (2) 厳重注意
- (3) 訓告
- (4) 退職勧告（職員に退職を申し出ることを勧告することをいう。）

（損害賠償）

第40条 職員が、故意又は重大な過失（現金の亡失については、故意又は過失）によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。ただし、これによって第38条に規定する懲戒処分を免れるものではない。

第9章 不服申立て

（不服申立て）

第41条 職員は、第12条、第22条、第37条及び第38条並びに第39条第4号に規定する処分又は措置に不服がある場合には、処分又は措置を受けた日から7日以内に理事長に不服を申し立てることができる。

第10章 安全衛生

（安全衛生）

第42条 法人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と安全衛生の確保のために必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員は、安全衛生の確保について、関係法令ほか、上司の指示を守るとともに、法人が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

第11章 出張

（出張）

第43条 職務上必要がある場合、職員に出張を命ずることができる。

- 2 出張を命ぜられた職員が出張を終えたときは、速やかにその旨を上司に報告しなくてはならない。
- 3 職員が第1項の規定により出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人名古屋市立大学旅費に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市

立大学達第19号) に定めるところによる。

第12章 福利厚生

(福利厚生)

第44条 法人は、職員の健康及び福祉のために必要な措置を講じるよう努める。

第13章 災害補償

(災害補償)

第45条 職員の業務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法に定めるところにより、同法に規定する給付を受ける。

- 2 職員が前項に規定する給付を受けた場合において、被災した職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護を図るため特に必要があると認められる場合には、当該給付のほか、給付を行うことがある。

第14章 退職手当

(退職手当)

第46条 職員の退職手当については、公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）に定めるところによる。

第15章 発明の取扱い

(発明の取扱い)

第47条 職員の発明の取扱いについては、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第114号）に定めるところによる。

(一部改正 平成26年達第44号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（試用期間の特例）
- 2 次の各号に掲げる職員については、第8条の規定は適用しない。
 - (1) 派遣職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号及び公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則（平成14年名古屋市人事委員会規則第1号）第2条の規定により法人に派遣された者を除く。）
 - (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により、法人の職員となった者
 - (3) 施行日から平成24年3月31日までの間に、第18条第8号の規定により退職した者（職務復帰日に名古屋市を退職する者に限る。）のうち、職務復帰日の翌日に法人の職員（派遣職員を除く。）となった者
（休職期間の経過措置）
- 3 前項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、名古屋市において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項若しくは第55条の2第1項及び第5項又は職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）第2条の規定により休職にされた者については、これらの規定により休職にされた期間は第14条の規定により休職にされた期間とみなして第15条の規定を適用する。
- 4 附則第2項各号に掲げる職員に対する第15条第2項及び第5項の規定の適用については、同条第2項中「引き続き勤続期間」とあるのは「引き続き法人及び名古屋市における勤続期間」と、同条第5項中「7年」とあるのは「7年（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項及び第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項及び第5項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされた期間を控除した期間）」とする。
（再雇用等の措置の特例）
- 5 昭和21年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、昭和21年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた職員にあつては「63歳」と、昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた職員にあつては

「64歳」とする。

- 6 第21条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間においては、同表右欄に掲げる年齢以上の者を対象に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づき締結された協定において合意された基準を適用し、これを全て満たした者に限り再雇用するものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

（一部改正 平成20年達第114号、平成25年達第68号）

附 則（平成19年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第25号）

この規則は、発布の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日公立大学法人名古屋市立大学達第114号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成25年8月16日公立大学法人名古屋市立大学達第68号）

この規則は、発布の日から施行し、この規則による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年11月28日公立大学法人名古屋市立大学達第80号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日公立大学法人名古屋市立大学達第44号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年3月31日現にこの規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由（業務に起因すると認められる場合を除く。）により休職中の職員に対するこの規程による改正後の公

立大学法人名古屋市立大学職員就業規則第15条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月28日公立大学法人名古屋市立大学達第86号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年11月28日公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和元年11月28日公立大学法人名古屋市立大学達第49号）

この規則は、令和2年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第45号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日公立大学法人名古屋市立大学達第88号）

この規則は、発布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第43号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。